

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の数及び入所者の数を合算する場合は、夜勤を有する職員を2名と算入する。	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	重度療養管理加算	利用者に対して認定を行う場合	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (750 単位) 要介護2 (795 単位) 要介護3 (856 単位) 要介護4 (908 単位) 要介護5 (959 単位)											
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (859 単位) 要介護2 (921 単位) 要介護3 (977 単位) 要介護4 (1,032 単位) 要介護5 (1,087 単位)											
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	要介護1 (823 単位) 要介護2 (871 単位) 要介護3 (932 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,036 単位)											
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (867 単位) 要介護2 (941 単位) 要介護3 (1,003 単位) 要介護4 (1,059 単位) 要介護5 (1,114 単位)											
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健: 看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (859 単位) 要介護3 (972 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,122 単位)											
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (859 単位) 要介護3 (1,041 単位) 要介護4 (1,115 単位) 要介護5 (1,190 単位)											
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	要介護1 (855 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,051 単位) 要介護4 (1,126 単位) 要介護5 (1,200 単位)											
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	要介護1 (855 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,118 単位) 要介護4 (1,193 単位) 要介護5 (1,268 単位)											
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健: 看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 単位) 要介護4 (1,021 単位) 要介護5 (1,095 単位)											
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <従来型個室>【療養強化型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (1,014 単位) 要介護4 (1,089 単位) 要介護5 (1,164 単位)											
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <多床室>【療養型】	要介護1 (855 単位) 要介護2 (931 単位) 要介護3 (1,024 単位) 要介護4 (1,098 単位) 要介護5 (1,173 単位)											
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <多床室>【療養強化型】	要介護1 (855 単位) 要介護2 (931 単位) 要介護3 (1,092 単位) 要介護4 (1,167 単位) 要介護5 (1,241 単位)											
(2) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (829 単位) 要介護2 (874 単位) 要介護3 (936 単位) 要介護4 (989 単位) 要介護5 (1,040 単位)	×97/100	×70/100	×70/100								
		b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (871 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,007 単位) 要介護4 (1,063 単位) 要介護5 (1,118 単位)											
		c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 (829 単位) 要介護2 (874 単位) 要介護3 (936 単位) 要介護4 (989 単位) 要介護5 (1,040 単位)											
		d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <ユニット型準個室>【在宅強化型】	要介護1 (871 単位) 要介護2 (945 単位) 要介護3 (1,007 単位) 要介護4 (1,063 単位) 要介護5 (1,118 単位)											
	(二) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健: 看護職員を配置>	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,021 単位) 要介護3 (1,134 単位) 要介護4 (1,210 単位) 要介護5 (1,284 単位)											
		b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,021 単位) 要介護3 (1,203 単位) 要介護4 (1,277 単位) 要介護5 (1,352 単位)											
		c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,021 単位) 要介護3 (1,134 単位) 要介護4 (1,210 単位) 要介護5 (1,284 単位)											
		d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,021 単位) 要介護3 (1,203 単位) 要介護4 (1,277 単位) 要介護5 (1,352 単位)											
	(三) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健: 看護オンコール体制>	a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,183 単位) 要介護5 (1,257 単位)											
		b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,176 単位) 要介護4 (1,251 単位) 要介護5 (1,326 単位)											
		c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii) <ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,108 単位) 要介護4 (1,183 単位) 要介護5 (1,257 単位)											
		d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv) <ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1 (940 単位) 要介護2 (1,015 単位) 要介護3 (1,176 単位) 要介護4 (1,251 単位) 要介護5 (1,326 単位)											
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)												
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)												
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)												

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)	
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 【1月に1回3日を超えて、1日につき511単位を算定】 療養型老健の場合 【1月に1回3日を超えて、1日につき511単位を算定】
	(二) 特定治療
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(1)ハ (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(1)ニ (1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×27/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×15/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +(2)の90/100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき +(2)の50/100)

注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I)	a.診療所短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (673単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	利用者に対して送迎を行う場合
		要介護2 (722単位)							
		要介護3 (770単位)							
		要介護4 (818単位)							
		要介護5 (867単位)							
		b.診療所短期入所療養介護費(ii) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (700単位)						
		要介護2 (752単位)							
		要介護3 (802単位)							
		要介護4 (852単位)							
		要介護5 (903単位)							
		c.診療所短期入所療養介護費(iii) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (691単位)						
		要介護2 (741単位)							
	要介護3 (791単位)								
	要介護4 (840単位)								
	要介護5 (890単位)								
	d.診療所短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞	要介護1 (777単位)							
	要介護2 (825単位)								
	要介護3 (875単位)								
	要介護4 (922単位)								
	要介護5 (971単位)								
	e.診療所短期入所療養介護費(v) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 (809単位)							
	要介護2 (860単位)								
	要介護3 (911単位)								
	要介護4 (961単位)								
要介護5 (1,012単位)									
f.診療所短期入所療養介護費(vi) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 (798単位)								
要介護2 (848単位)									
要介護3 (898単位)									
要介護4 (947単位)									
要介護5 (998単位)									
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	a.診療所短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (596単位)							
		要介護2 (640単位)							
		要介護3 (683単位)							
	b.診療所短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護4 (728単位)							
		要介護5 (771単位)							
		要介護1 (702単位)							
要介護2 (745単位)									
要介護3 (789単位)									
要介護4 (832単位)									
要介護5 (876単位)									
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (798単位)	×97/100						
		要介護2 (847単位)							
		要介護3 (895単位)							
		要介護4 (943単位)							
		要介護5 (992単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (825単位)							
		要介護2 (877単位)							
		要介護3 (927単位)							
		要介護4 (977単位)							
		要介護5 (1,028単位)							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (816単位)							
		要介護2 (866単位)							
		要介護3 (916単位)							
		要介護4 (965単位)							
		要介護5 (1,015単位)							
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (798単位)							
		要介護2 (847単位)							
		要介護3 (895単位)							
		要介護4 (943単位)							
		要介護5 (992単位)							
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (825単位)							
		要介護2 (877単位)							
		要介護3 (927単位)							
		要介護4 (977単位)							
要介護5 (1,028単位)									
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (816単位)								
	要介護2 (866単位)								
	要介護3 (916単位)								
	要介護4 (965単位)								
	要介護5 (1,015単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654単位)							
	(二) 4時間以上6時間未満	(905単位)							
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257単位)							
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)								

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		
			要介護2 (1,081 単位)							
			要介護3 (1,145 単位)							
			要介護4 (1,209 単位)							
			要介護5 (1,273 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,122 単位)							
			要介護2 (1,187 単位)							
			要介護3 (1,250 単位)							
			要介護4 (1,315 単位)							
			要介護5 (1,378 単位)							
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (962 単位)						
			要介護2 (1,029 単位)							
			要介護3 (1,097 単位)							
			要介護4 (1,164 単位)							
			要介護5 (1,230 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,068 単位)							
			要介護2 (1,135 単位)							
			要介護3 (1,201 単位)							
			要介護4 (1,270 単位)							
			要介護5 (1,336 単位)							
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (934 単位)								
		要介護2 (1,000 単位)								
		要介護3 (1,065 単位)								
		要介護4 (1,130 単位)								
		要介護5 (1,195 単位)								
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,040 単位)								
		要介護2 (1,105 単位)								
		要介護3 (1,171 単位)								
		要介護4 (1,236 単位)								
		要介護5 (1,300 単位)								
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (919 単位)								
		要介護2 (983 単位)								
		要介護3 (1,047 単位)								
		要介護4 (1,111 単位)								
		要介護5 (1,175 単位)								
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,024 単位)								
		要介護2 (1,089 単位)								
		要介護3 (1,152 単位)								
		要介護4 (1,217 単位)								
		要介護5 (1,280 単位)								
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (860 単位)								
		要介護2 (924 単位)								
		要介護3 (988 単位)								
		要介護4 (1,052 単位)								
		要介護5 (1,116 単位)								
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (966 単位)								
		要介護2 (1,029 単位)								
		要介護3 (1,094 単位)								
		要介護4 (1,158 単位)								
		要介護5 (1,221 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (767 単位)								
		要介護2 (830 単位)								
		要介護3 (895 単位)								
		要介護4 (959 単位)								
		要介護5 (1,023 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (873 単位)								
		要介護2 (936 単位)								
		要介護3 (1,000 単位)								
		要介護4 (1,065 単位)								
		要介護5 (1,128 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位)							
			要介護2 (1,207 単位)							
			要介護3 (1,271 単位)							
			要介護4 (1,335 単位)							
			要介護5 (1,399 単位)							
	b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,143 単位)								
		要介護2 (1,207 単位)								
		要介護3 (1,271 単位)								
		要介護4 (1,335 単位)								
		要介護5 (1,399 単位)								
一般病棟	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位)								
		要介護2 (1,155 単位)								
		要介護3 (1,223 単位)								
		要介護4 (1,290 単位)								
		要介護5 (1,356 単位)								
	b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,088 単位)								
		要介護2 (1,155 単位)								
		要介護3 (1,223 単位)								
		要介護4 (1,290 単位)								
		要介護5 (1,356 単位)								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位)									
	(二) 4時間以上6時間未満 (905 単位)									
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)									
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(二)の90/100)									
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の80/100)									

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目